

## 交通公害の現況について

騒音規制法では、地方公共団体に自動車騒音を常時監視し環境大臣に報告することを義務づけています。

この自動車騒音の常時監視は道路端から 50m の範囲にある全ての住居等について自動車騒音の大きさを推計し環境基準の達成割合を算定する「面的評価」という手法によって実施することとされています。

なお、常時監視の対象は幹線道路（具体的には高速道路、国道及び県道等）です。

沼津市が実施した自動車騒音の常時監視結果は以下のとおりです。

### 1. 平成 30 年度 自動車騒音常時監視の結果

#### (1) 面的評価の結果

環境基準を昼夜ともに満たしていたのは、幹線道路に面する住居全体のうちの 93.6%でした。

#### <道路種類別の環境基準達成状況（面的評価）>

道路の種類	環境基準達成状況				
	全戸数	昼夜とも達成	昼のみ達成	夜のみ達成	昼夜とも未達成
高速道路 (東名)	65	65 (100.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
国道	4,640	3,974 (85.6%)	194 (4.2%)	0 (0%)	472 (10.2%)
県道	14,769	14,198 (96.1%)	102 (0.7%)	1 (0%)	468 (3.2%)
全体(延数) ※1	19,474	18,237 (93.6%)	296 (1.5%)	1 (0%)	940 (4.8%)
全体(実数)	18,633	17,439 (93.6%)	←重複して集計された部分を修正した値		

※1 道路の交差点では同一の住居が重複して集計されています。

(2) 騒音測定地点ごとの騒音の実測値

平成 30 年度は自動車騒音を 6 地点で 24 時間測定しました。

<騒音の実測値>

	路線名	測定地点	騒音レベル (LAeq : dB)	
			昼間	夜間
			午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
1	一般国道 1 号	花園町	70	69
2	一般国道 1 号	原	60	59
3	一般国道 246 号	岡一色	74	72
4	原木沼津線	中瀬町	69	65
5	沼津停車場東沢田線	北高島町	67	62
6	足高三枚橋線	岡宮	67	61

※幹線道路に近接する空間の環境基準は昼間 70dB、夜間 65dB です。